

介護施設における 安全対策担当者養成研修

令和3年度介護報酬改定において、新たに介護事故予防に向けた取組が運営基準の中で義務化され、専任の介護事故予防に向けた取組を推進する担当者を配置することが要件化されました。このため本会では、基礎的な介護事故予防の理解を深めるとともに、施設での介護事故予防の取組を推進するにあたっての最低限必要な知識を網羅的に把握できる研修として企画いたしました。

本研修は、安全対策体制加算において担当者が受講することが求められている「外部の研修」に該当するものであり、介護保険施設を運営されている事業者の皆様におかれましては、積極的に受講いただき、担当者養成に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

受講料 10,000 円 ※全国老施協会員施設の方は無料

受講対象 介護保険施設において安全対策担当者を担う方

申込方法 全国老施協ホームページの該当入力画面からお申し込みください。
全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえお申し込みください。

申込期間 4月23日～10月29日

受講期間 6月1日～11月30日

※追加申込受付開始！
(7月9日～)

Eラーニング



1 制度説明と目的

- 令和3年度介護報酬改定における介護事故予防の趣旨

近藤 辰比古 氏

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
指導監査対応委員会 委員長



2 介護事故の実態とリスクマネジメント／ヒヤリハット活用及び苦情窓口対応等の運用

- 現場事例をもとに、どのようなときに事故がおこりやすいか
- なるべく予防していくための留意点や仕組みとはどのようなものか
- リスクマネジメント全般 ●ヒヤリハットはどのように行い、活用するか
- 苦情窓口を活かしたものにするには？ ●クレームと苦情の線引き？

烏野 猛 氏

株式会社 福祉リスクマネジメント研究所 所長
一般財団法人 烏野財団 代表理事／びわこ学院大学 学部長 教授



3 介護事故の実態と対応（転倒、誤嚥事故）

- 介護の現場でよく発生している事故（転倒（労災含む）、誤嚥事故等）
- 利用者の致死傷に直結しうる事故をなるべく防ぐための個別の対応策

山中 康平 氏

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
指導監査対応委員会 幹事



4 介護事故が発生した場合の対応や紛争予防策について

- 介護事故が、予後採める、採めないの違い？
- 発生したときどうするか ●法的紛争をなるべく予防するには？

長野 佑紀 氏

宮澤潤法律事務所 弁護士



5 身体拘束の適正化と虐待防止

- 身体拘束適正化の義務付けとその対応
- 高齢者虐待防止の的確な対応

山中 康平 氏

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
指導監査対応委員会 幹事

※役職等は令和3年3月時点のものです。



<https://www.roushikyo.or.jp/>